

姫路市離島航路補助事業について

1 事業の目的・概要

本市の離島航路事業の運営が厳しい状況にあることを踏まえ、離島航路の維持・改善を図り、離島住民の生活の安定と福祉向上を図ることを目的とする。

－ 補助要綱抜粋 －

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島航路 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の離島と本土間又は当該離島相互間を運航する航路で、姫路市の行政区域内を運航する航路をいう。
- (2) 離島航路事業者 離島航路において海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。
- (3) 補助対象期間 補助金を受けようとする日の属する市の会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの期間をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 離島航路事業者が運航する離島航路事業(以下「離島航路運航事業」という。)
- (2) 離島航路運航事業の業務改善に係る事業(以下「離島航路業務改善事業」という。)

(離島航路運航事業の補助対象者)

第4条 離島航路運航事業の補助対象者は、次の各号の全ての基準に該当する離島航路事業を行う者とする。

- (1) 離島航路に代わる航路その他の交通機関がないか、又は他の交通機関によることが著しく不便であること。
- (2) 当該航路において離島住民のほか、郵便・信書又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- (3) 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかにやむを得ない理由によるものと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における収支差額が25万円以上であることが見込まれること。
- (4) 運航計画及び整備計画に関する基準は、当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると、姫路市地域公共交通会議(姫路市附属機関設置条例(平成26年3月26日条例第3号)に規定する姫路市地域公共交通会議をいう。)が認めるものであること。

(離島航路業務改善事業の補助対象者)

第5条 離島航路業務改善事業の補助対象者は、次の全ての各号に該当する離島航路事業者とする。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日国総支第65号、国鉄都第131号、国鉄事第330号、国自旅第380号、国海内第118号、国空環第91号)第32条に規定する生活交通確保維持改善計画の認定をおおむね5年以内に受ける見込みのあるもの
- (2) 前条第1号及び第2号のいずれにも該当するもの

2 地域公共交通会議との関連

姫路市地域公共交通会議離島航路分科会は当該事業の地域公共交通会議に付議することをもってその要件を満たすことから、平成27年8月3日第14回姫路市地域公共交通会議において本会を離島航路に係る協議会として位置づけ、承認済み。

3 本市における事業の活用方針

離島航路を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されることから、国庫補助事業の生活交通確保維持改善事業や市単独事業等の対象となる各種事業に係る協議会として位置付けている。

今後においても、国、兵庫県及び関係機関と調整のうえ、姫路市地域公共交通会議離島航路分科会に諮りつつ、離島航路の確保、維持、改善をめざしていくこととしたい。